≪おくやみ窓口のご案内≫

お亡くなりになった方について、各種手続きおよび保険証等の返納が必要です。
以下、≪手続きに必要なもの≫をご持参のうえ、「おくやみ窓口」へお越しください。担当各課へご案内いたします。



■おくやみ窓口：臼杵庁舎　市民課２番窓口　又は　野津庁舎　市民生活推進課

≪手続きに必要なもの≫　※野津庁舎は市民生活推進課が担当

① 印鑑登録証（手帳型またはカード型）	（市民課）
② 子ども医療費受給資格者証	（子ども子育て課）
③ 国民健康保険資格確認書	（保険健康課）
後期高齢者医療資格確認書	（保険健康課）
④ 会葬礼状（※作成していない場合は持参不要です）	（保険健康課）
⑤ 介護保険証	（高齢者支援課）
⑥ 障害者手帳（身体・療育・精神）	（福祉課）
⑦ 緊急通報装置（設置している方のみ）	（高齢者支援課）

⑧ 手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）

※　上記のものが見つからなかった場合は、窓口にてその旨をお伝えください。

※　故人が国民健康保険・後期高齢者医療加入者の場合は、喪主の預金通帳が必要です。

※　故人と生計同一の配偶者またはお子さん等の預金通帳が必要な場合があります。

① ～⑥ 参照

≪その他≫

- 亡くなられてから７日以内に死亡届を提出する必要がありますが、火葬許可証を交付されている場合、既に死亡届は提出済みということになります。
- 世帯主が亡くなられた場合は、１４日以内に世帯主変更届が必要です。
- 相続登記や通帳の解約、年金・保険等の請求手続きに関して「戸籍謄本」等が必要な場合があります。必要な証明について、詳しくは提出先（法務局、金融機関、加入先）へお問合せください。
 ※「戸籍謄本」の請求には本籍地番・筆頭者名が必要です。
 （直系以外の方が請求する際は「委任状」も必要です。）
- 農地を相続する場合は農業委員会（野津庁舎）へ届出が必要です。

《問合せ先》臼杵市役所　臼杵庁舎　市民課市民グループ　0972-63-1111

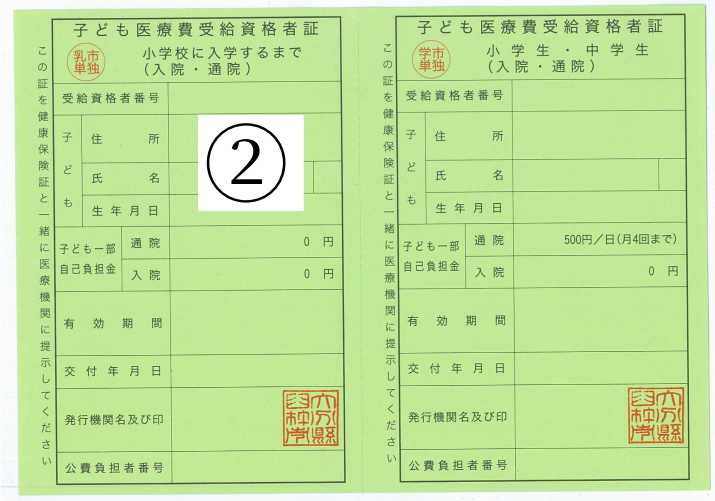
①



※発行年度によりデザイン（手帳・カード）の違いあり

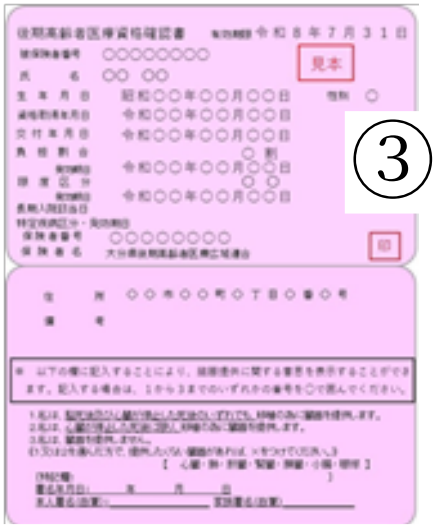


②



③

大分県
国民健康保険資格確認書
記号
有効期限 令和 〇年〇月〇日
番号 〇〇〇〇〇〇〇〇（枝番）〇〇
氏名 ほっと 太郎
生年月日 平成〇年〇月〇日 性別 〇
適用開始年月日 令和〇年〇月〇日
交付年月日 令和〇年〇月〇日
世帯主氏名 ほっと 太郎
住所 臼杵市大字〇〇 〇〇〇〇番地
保険者番号 〇〇〇〇〇〇 交付者名 臼杵市
大分県 臼杵市



※発行年度により色･デザインの違いあり

④

謹啓 亡父 〇〇儀 葬儀の際はご多忙中のところをわざわざご会葬賜り ご丁重なご厚志を賜りまして厚くお礼申しあげます
早速 拝趨の上ご挨拶申しあげるべきところ略儀ながら書中をもちましてご挨拶申しあげます
平成〇〇年〇月〇日
敬具
喪主 〇〇〇〇
外 親戚一同

御会葬御礼
〇〇家

⑤

介護保険被保険者証
被保険者 番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日 性別
交付年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印
442061
大分県臼杵市大字臼杵72番地
臼杵市
電話 0972（63）1111

⑥

身体障害者手帳
大分県 第 号
平成 年 月 日交付
氏名
年 月 日生
身体障害者等級表による級別 4級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第2種
大分県

※発行年度により色・デザイン違いあり